

東京都立小中学校等教材費、修学旅行費等及び入学準備金の助成に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都立小中学校等に在籍する児童及び生徒の教材費及び修学旅行費等並びに東京都立小中学校等に入学する予定の児童及び生徒の入学準備金の全部又は一部を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに、児童及び生徒の教育を受ける権利を保障し、教育の充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 東京都立小中学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部のうち、東京都（以下「都」という。）が設置する学校をいう。

二 教材費 補助教材等（東京都立小中学校等が東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号）により選定し、承認若しくは届出がされた教材又は東京都教育委員会教育長がこれに準ずる教材と認めたものをいう。以下同じ。）の購入に必要な費用をいう。

三 修学旅行費等 東京都立小中学校等が教育課程に位置付けて実施する修学旅行又は宿泊行事（以下「修学旅行等」という。）に参加する際に必要となる費用をいう。

四 入学準備金 東京都立小中学校等に入学する際に必要となる費用をいう。

五 保護者 東京都立小中学校等に在籍し、又は入学する予定の児童又は生徒の学校の教育法第十六条に規定する保護者をいう。

（助成額）

第三条 都は、保護者に対し、東京都立小中学校等に在籍する児童又は生徒の教材費及び修学旅行費等の全部に

係る助成金を交付する。

2 都は、保護者に対し、入学準備金に係る助成金として、東京都立小中学校等に入学する予定の児童又は生徒一人当たり十万円を交付する。

3 前二項の規定にかかわらず、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条により国又は地方公共団体の負担による教材費、修学旅行費等又は入学準備金（学用品の購入費を含む。）に関する給付が行われたときは、前二項の規定による助成の額から当該給付の額を控除するものとする。

（委任等）

第四条 保護者は、教材費及び修学旅行費等に係る助成金の交付申請及び受領を、児童又は生徒が在籍する東京都立小中学校等の校長に委任できるものとする。

2 前項の規定による委任を受けた校長（次条において単に「校長」という。）は、東京都規則で定めるところにより、知事に対して、教材費及び修学旅行費等に係る助成金の交付を申請するものとする。

（教材費及び修学旅行費等の交付）

第五条 知事は、交付を適当と認めた教材費及び修学旅行費等に係る助成金を校長に交付するものとする。

2 前項の規定による交付を受けた校長は、児童又は生徒に補助教材等の現物を給付するとともに、修学旅行等を実施するものとする。

（入学準備金の申請及び交付）

第六条 入学準備金に係る助成金の交付を受けようとする保護者は、児童又は生徒の東京都立小中学校等への入学が決定した後、東京都規則で定めるところにより、知事に対して、入学準備金に係る助成金の交付を申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請を受け、交付を適当と認めるときは、速やかに入学準備金に係る助成金を交

付するものとする。

（交付の取消し及び助成金の返還）

第七条 知事は、第四条又は前条の規定により申請した者が次の各号のいずれかに該当するときは、前二条の規定による助成金の交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した当該助成金の返還を命ずるものとする。

- 一 偽りその他不正の申請に基づき、教材費、修学旅行費等又は入学準備金に係る助成金の交付を受けたとき。
- 二 教材費又は修学旅行費等に係る助成金を他の用途に使用したとき。

（報告及び調査）

第八条 知事は、必要があると認めるときは、東京都立小中学校等の校長に対し、教材費、修学旅行費等又は入学準備金の助成に関する事項について報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、この条例による助成金の交付については、令和九年度以降に東京都立小中学校等に在籍する児童及び生徒に係る教材費及び修学旅行費等並びに入学する予定の児童及び生徒に係る入学準備金について適用する。

（提案理由）

児童及び生徒の教材費、修学旅行費等及び入学準備金を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに、教育を受ける権利を保障し、教育の充実を図る必要がある。